

公 示

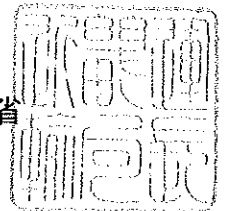
準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために
監督上必要となる措置等の実施について」（平成27年1月26日付け近運自
二公示第22号・近運自監公示第9号）に基づき、一般乗用旅客自動車運送事
業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年1月27日

近畿運輸局長 土屋 知省



記

平成26年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成25年度末 車両数 (両)	増加可能車両 数 (両)
大阪府	大阪市域	10,567	13,565	▲2,998
	北摂	580	728	▲148
	河北	538	844	▲306
	河南	147	153	▲6
	河南B	123	146	▲23
京都府	京都市域	5,774	6,294	▲520
兵庫県	神戸市域	3,994	5,332	▲1,338
	姫路・西播磨	642	846	▲204
	東播磨	439	589	▲150
奈良県	奈良市域	293	366	▲73
	生駒	127	159	▲32
	中部	145	184	▲39
滋賀県	大津市域	309	415	▲106
	湖南	231	304	▲73
	中部	103	145	▲42
	湖東	82	133	▲51
和歌山県	和歌山市域	686	994	▲308

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

附 則

本公示は、平成26年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

3. 兵庫県

(1) 神戸市域交通圏

① 一般タクシー

輸送需要量 A=B×C	平成25年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
93,937,219	98,841,433	0.95

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
3,926	93,937,219	263,677,899	0.43	1,551,346	0.90

② その他ハイヤー

乖離率 $a = (b - c) \div b$	平成26年1月27日現在の 一般タクシー車両数 b	一般タクシーの 必要車両数 c
0.28	5,466	3,926

必要車両数 $d - (d \times a)$	平成25年度末現在の その他ハイヤー車両数 d
68	96

※「直近5年間分の対前年度比率の平均値」、「実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。